

改正食品衛生法の周知状況について

1. はじめに

「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 46 号）（以下「改正食品衛生法」という。）が公布され、令和 3 年 6 月 1 日から、原則、全ての食品等事業者は、営業許可の取得又は届出をしなければならないこととなった。そのため、許可又は届出事業者に対し、円滑に改正法施行に向けた営業許可の取得又は届出手続き並びに HACCP に沿った衛生管理について指導する必要があるため、以下のとおり、営業者や市内関係者あて周知を行った。

2. 改正食品衛生法の周知状況

（1）現行の許可施設及び宮城県条例（食品衛生取締条例）に基づく登録施設に対する周知

1) 説明会を開催 計 4 回開催

対象：魚介類加工業者、つけ物加工業者、飲食店営業者

内容① 営業許可制度の見直しについて

内容② HACCP に沿った衛生管理の制度化について（演習、個別指導を兼ねる）

2) 文書発送（手続方法及び経過措置期間等について通知） 計 約 17000 件

対象：許可制度見直しに係る全ての事業者

内容① 許可制度の見直し及び営業届出制度の創設について

内容② HACCP に沿った衛生管理の制度化について

内容③ オンラインシステムを利用した届出の案内

（2）新たな届出事業者に対する周知

新たなに届出が必要な食品等事業者は多種多様な種類が存在するため、日本標準産業分類で示されている食品等事業者の関係機関又は団体及び庁内関係課へ周知の協力を依頼した。

1) 食品等事業者の関係機関等へ周知（パンフレット及びポスターを配布）

仙台商工会議所、仙台農業協同組合、（公財）仙台市産業振興事業団、
宮城県商店街振興組合、庁内関係課

2) 集団給食施設に対する周知（文書発送及びパンフレット配布）

庁内関係課及び健康増進法に基づく給食施設（50 食/回以上の施設）へ通知、
市内病院における給食施設へ通知、主な市内給食事業者へ連絡

3. その他

① 仙台市版パンフレット「食品衛生法が大きく変わります」を 6500 部作成

② 仙台市版ポスター「食品衛生法が大きく変わります」を 100 部作成

③ 仙台市ホームページにて「改正食品衛生法について」を掲載